

報告第 4 4 号

北秋田市長職務執行者の選任について

北秋田市長職務執行者の選任について、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 3 月 1 1 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会 長 岸 部 陞

(写)

市町の廃置分合に伴う北秋田市長職務執行者に関する協議書

平成 17 年 3 月 22 日から北秋田郡鷹巣町、同郡合川町、同郡森吉町及び同郡阿仁町を廃し、その区域をもって北秋田市を設置することに伴う北秋田市長職務執行者について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 条の 2 第 1 項の規定に基づき、関係町長で協議のうえ、次のとおり定める。

北秋田市長職務執行者 佐藤 修助

平成 17 年 3 月 9 日

鷹巣町長 岸部 陞

合川町長 佐藤 修助

森吉町長 近藤 健一郎

阿仁町長 濱田 章